

日隆聖人伝資料の一考察

— 聖人葬送記事と第三七日忌法則との関係 —

小西徹龍

日隆聖人の伝記に関わる資料については、これまでも検討してきたが、関連資料は諸所に散在している可能性があり、未だ聖人に関する資料が全て蒐集整理されているわけではない。

現在知られている伝記書のほとんどは、聖人滅後二百年から三百年以上の時を経て編纂されており、編纂するための材料となった個々の資料が散逸して不明な現在においては、伝記書に記された内容が史実か否かを判断することも困難なことである。¹⁾

しかし偶々伝記書に記された内容を傍証出来る資料が現存している場合がある。その一つが聖人の直弟子日学師によつて著された『日隆聖人第三七忌法則』（以下『法則』と略す）である。この『法則』は、聖人滅後の第三七日忌法要の際に霊前で詠まれたとされるもので、文章中には聖人の入滅前後の姿や聖人を取りまく周囲の有様が記されており、法則という型をとった文章でありながらも、聖人の実際の姿を知ることの出来る貴重な資料である。

本稿では、この『法則』をとりあげて、伝記書中の聖人の御臨終をめぐる記事と比較することで、伝記書の資料参照の態度と内容の信頼性について検討することとしたい。

既に知られているように、聖人の伝記書には新旧二つの系統があり、その内容について検討すると、寛文八年（一六六八）成立とされる浅羽三右衛門成儀による桃井氏系図を記載した、年代的に新しい系統に属する伝記書群の方が、同系図を記載していない旧系統の伝記書よりも、記事の内容に考証が加えられていることが明らかである。そこで本稿では、新系統のものになったと思われる日寛師著『開祖德行記』³³（以下『寛記』と略す）と、記述の各所に考証が加えられ、さらに『寛記』を批判していると考えられる日芳師著『日隆大聖人御一代德行講演抄』⁴¹（以下『講演抄』と略す）、そして後の成立であるが、本能寺、本興寺に伝来する両山の記録である『両山歴譜』の四種の伝記書と『法則』との比較を行う。そして検討方法については繁雑ではあるが、項目を設けて各書の記事を列記比較することとしたい。

二

聖人入滅後、第三七日忌法要に際して靈前で奉読されたという法則は、現在『日隆聖人第三七日忌法則』と題して翻印されているが、⁵⁵作者の日学師による原資料は伝わらず、寛文二年（一六六二）壬寅四月八日付で湛永によって筆写された写本が尼崎本興寺に格護されている。その写本には巻頭に『日隆聖人第三七日忌法則』という標題は見えず、「方今、於南閩浮提大日本国摂津州當庄當寺之梵舎」という本文で始まり、最末尾に

寛正五年甲申三月十二日 作者常住院日学

寛正五年甲申三月十五日 八講会

寛文二年壬寅四月八日 筆写湛永

と、作成日時、作者、写本の筆者名が記されている。この記事から寛正五年（一四六四）三月十二日に日学師によつ

て作成された法則が三月十五日に報恩の爲の法華八講の講会が開かれ、その席上で聖人の靈前に奉読されたことが知られる。尚この年、二月は大の月であり、三月十五日は二月二十五日の聖人の忌日より二十一日目であった。⁶⁾

この法則には標題は無いが、文中に「饌先師三七日之法味」「伏惟日隆大聖人者」「先師三七之光陰」などあることから、聖人の第三七日忌法要の爲に作成されたことが明らかとなる。

内容は、聖人が宗祖日蓮大聖人より教えて門流九祖に当たること、二月二十五日の臨終時の姿、二十九日の葬儀から茶毘に至る有様、さらに聖人の人柄などが記されており、聖人の伝記を知ることの出来る重要な資料の一つであるが、現在本興寺蔵写本のみしか知られていないので、文章については考証出来ないという問題点がある。しかし、聖人直弟による資料という点からは、伝記に関する第一級の資料と言えよう。⁷⁾

三

【法則】と前掲伝記書の記事を比較することについて、(一)聖人の容態悪化と門下への通知 (二)臨終の有様 (三)送葬の有様 (四)茶毘後の収骨などの点について検討したい。

(一) 聖人の容態悪化と門下への通知について見ると

【寛記】

同朝寛正五^甲師八十一歳正月十二日趣^ニ于京本能寺 同二月五日下午 同十二日遣^ニ都鄙之門弟廻文 其書云 愚老今年者可^レ死存候 遂^ニ対面^ニ諸事申談別者没後之弘通可^ニ申渡^ニ候条可^レ有^ニ参詣^ニ等^云 同十八日衆徒馳^ニ集于尼崎^ニ於^レ爰師以三時弘法三大秘法之標題 末世濁悪之衆生無惡不造之愚頑之得悟作仏者限^ニ本門八品首題^ニ深旨宣示矣 又示云我當^ニ不^レ越^レ旬^レ歸^レ寂 至^ニ于没後^ニ汝輩勿^レ廢^ニ学問弘通^ニ云

【講演抄】

一人王百三代後花園院御宇

武待生大后
足利義教公

寛正五年甲申師滿八十才法臘七十又九師面疊四海浪腰張梓弓滿八旬之御

齡故去霜月頃リ元氣自然衰尊容日憔悴

因茲近隣真俗不召馳集勞問看護不棄昼夜枚々三井縁起正月十

二日御上京而二月五日尼崎還云此說不審也（中略）

一同二月初旬師賜轉帖于遠近之四衆云不惠老來日既薄西山晨不壽夕浮生允無頼仍期在日對顏點示末

後之法要諸子得々可有登山云

一由斯同中甸日或ト云遠近徒弟戴髮俗士等各会尼崎本山尔時師云滅度日近今告永訣以当家要旨汝等謹聞

我是後之說抑仏祖の傳之正旨第三末法依生二世成弁之大饒益塔中別付之秘要所謂涌出寿量說顯神力品属累事

極本門八品之經王局趣宣示則高祖師当御身為御一期大事（後略）

【両山歴譜】日唱本

寛正五甲申、師年八十、眉垂八字ノ霜、頭戴三冬雪、元氣自然衰、尊容日憔悴、雖然法義相統、其銳氣猶盛也、

正月趣京本能寺、二月五日還本興寺、十二日遣書於都鄙門弟、其文曰、愚老今年ハ必可死、依之得レ面、

親談没後弘經要旨、各早々可參会云、依諸弟等騒動、參集本興寺、師筭爾告日末法宗旨三大秘法也、惡

人下種八品玄題也、汝等勿懈道学、勿廢弘通、本寺末寺不超其矩、耆年学者可尊可仰、幼年愚昧可

憐可惠、其余任汝等遺言、慇懃、然ノ起臥不如意、飲食進レ之絶不食

【両山歴譜】日心本

一寛正五甲申年、師八十才、正月十二日赴本能寺、二月五日還本興寺、出都鄙ノ門弟二回文、其ノ文云、

愚老今年者將死間夕、期對顏、没後弘經之要ヲ可申渡条、不日ニ可レ有參詣等云同二月十八日諸弟馳參

于尼崎^一、於爰師末世ノ衆生二世成弁ノ大利益限^二本門八品之深旨^三趣ヲ宜説玉ヘリト^云、又告^二徒衆一日、我今不^レ越^レ旬而、当^レ歸^二寂滅^一、没后汝等勿^レ懈^二學問与弘通^一、此外遺語丁寧也^云。

以上の伝記書に対して『法則』には次のようにある。

先師聖靈去黄鐘比、頭累六十年之霜^一欲^二命葉既落^三額疊八十瀬之浪^四欲^二無常早侵^三受^レ飯即吐、嘗^レ甘^レ美^レ枝頭之蟬如^レ香^レ露^一 少水之魚似^レ栖^レ滴^一 身軀日日疲瘦^一 心神夜夜駭衰

すなわち寛正四年十一月頃から聖人は体調を崩され食事も受けつけられず、身体の衰えと精神的な衰えも目立ってきたことが知られる。しかしここには聖人の容態悪化を門下に通知したという記述は見えない。

『法則』の文より前掲伝記書の記事を見ると、『講演抄』にも記されているが、『寛記』『両山歴譜』にある聖人が寛正五年正月十二日から京都本能寺に赴き、二月五日日本興寺に帰山という行動は、聖人の体調を想像すると首肯し難い。⁹⁾これに対して『講演抄』では、寛正五年初のこととして『法則』の文章をもとに記されているようである。但し全ての伝記書共に聖人が入滅を予期されて弟子信者を召集されたことを記しているが、これは『寛記』の記述に可能性を認めた後者の伝記書が従ったものと考えられる。そして両山の貫首が記した『両山歴譜』にも、『寛記』が参照されていることが推測される。

(二) 聖人の臨終の有様について見ると

【寛記】

則自^二廿四日昧時^一向^二大曼荼羅^三備^二香華燈明^一以^二北面端座^一 至^二于二十五日辰刻^一誦^二於要品^一 衆徒俱誦 至^二神力品^一偈於如来滅後句^一而師自擊^二磬而緩誦^一決定無有疑句竟而始^二題目^一 暫時口唱永絶^二唱音^一奄然而化矣 数百之弟子無^レ長無^レ少同滴^二悲歎之泪^一而以成^二川焉^一 群集之檀越無^レ真無^レ賤齊^二慟哭之声^一而以爲^二雷焉^一 帰雁黄鳥催^二於別離

之声。桜梅桃李顯於哀恋之色。憫声乾乾而憂淚漣々。誦誦唱題響於天地。備滅後之供養焉。嗟呼痛哉。智燈消惠日沒長夜寔可悲矣。凡聖雖殊生者必滅。積尊已示生現滅。何況其余乎。但覺躰利生隨機忘俗。既日現生焉。無示滅機興即生。故暫感忍土之生。緣謝即滅故假示遷化相矣。無常示勸常俱時相即之妙益。證不滅唱滅一念寂照之勝用矣。御廟地自旧地本興寺西垣墻外一町余。有梅之水旧跡大井並梅古木。從夫一町余西。号烏戸。有陵地。是処師葬煙之地也。今本興寺一町東南北侍屋而裏南宮町通也。同二十七日晡時入棺。日明日禎勤之。

【講演抄】

一同二十四日ニナリヌレハ剃鬚髮。香湯沐浴。口身淨衣シテ侍僧大曼荼羅掛。拈香點燭奉花而後ニヨリカハラセ玉ヒテ播念珠。誦經唱題繙素和之。竟夜不巳參々綿々タリ（中略）

一正明レバ廿五日拂曉師端座直向東一合。双掌奉拜本尊。目不暫捨。于時漏參報食時。師打磬自始要品。衆徒同音誦誦。神力品偈頌於如来滅後句至打磬緩誦。經畢四衆同音一唱。一淚首題唱御臨終奉待。御唇暫動恰如入禪定。即帰寂滅也。南無妙法蓮ケ經。實是寬正五年^甲二月廿五日辰一天候也。

一誠受多日撫育惠。少年仰天悲號。預數年教誡慈。老宿伏地悶乱。思余或戴足含憾。或採手咽嘆。或有嘔。殘菓。或有纏故衾。又仰濟度。信女自今仲誰供甘。蒙愛憐。信男自今仲誰救我。口大衆雖誦經立臥床前後。而口不再彈法音之舌。檀越雖傳哀遠慈悲内外。額下不更動恩光之眸。親疎數々秋歎。遠近増々憂惱。哀傷淚如雨。慟哭聲似雷鳴。此淚湛跋提河。此思傷双林霞。於戲八旬聖齡二月唱滅恰等。如来入涅槃。

一ア、痛哉。智燈永消惠日忽沒長夜真可悲。ア、哀哉。帰雁黃鳥催別離声。桜梅桃李顯哀恋色。于時諸弟

誦誦經声天地驚 首題口唱昼夜不_レ已參々連々タリ

一サテシモアラサレハ諸子議_レ別_レ葬儀_レ自_二廿六日_一至_二廿八日_一恋_二平生御顔_一以_二廿九日_一所_レ定_二遺葬良辰_一
一廿七日晡時ナクナク造_二板廓_一御入棺式修_二兩寺御山主日明日禎御兩聖勤_レ之

【兩山歷譜】日唱本

漸廿四日黄昏向_二大曼荼羅_一、供_二香花・燈明_一、然頭北面西右脇臥、二十五日辰刻北面端坐、拜_レ之自_二始要品_一衆徒俱誦、至_二神力品_一於_二如来滅後ノ句_一、師擊_レ磬而緩誦、決定無有疑、句竟唱題、暫時永絶_レ声、安然如_レ睡入_レ寂矣、于時法臘七十一、數百之弟子無_レ長無_レ少悲歎淚為_レ川、群集之檀越無_レ貴無_レ賤慟哭声似_レ雷呼痛哉、知灯早消、惠日永隠、長夜寔可_レ悲、二十七日晡時入棺、日明・日禎役_レ之

【兩山歷譜】日心本

同二月廿五日辰刻誦_二要品_一衆徒モ同音ニ誦ス、神力品偈、於_二如来滅后之句_一、師自_レ打_レ磬而緩誦ス、經已_レテ唱題目、數十遍ノ間ニ唱音永絶ヘ晏然ト_レ化シ給ヘリ、諸弟愁涙如_レ雨、諸且哭声似_レ雷_云、嗚呼悲哉、示_二無常_一、勸_レ常、供時相即之妙益、證_二不滅_一、唱_レ滅、一念寂照之勝用也、同二月廿七日入棺、日明・日禎勤_レ之
以上の伝記書に対して『法則』には次のようにある。

不_レ忘_二終焉之尅_一、起_レ席向_レ東 播_レ珠合_レ掌拜_二本尊_一目不_二暫捨_一、于時給侍之沙弥憶含_二蘇香_一、忿怒忽吐_レ之、圓寂之御眸之底、頭_二白眼色_一、開_レ掌握_レ手臚_二延命之志愚_一、如_二魯孔子没_一病疎_レ禱、如_二漢高祖臨_一死厭_レ菓、然後、緇素同音唱_二首題_一奉_レ待_二臨終_一、御唇暫動如_レ入_二禪定_一即_レ皈_二寂滅_一、于時、受_二多日撫育之悲_一少年 叫_二鳥軋_一失息、預_二數年教誡之慈_一老宿、響_二驚呼_一伏_レ地、或戴_レ足含_レ憾、或採_レ手咽_レ嘆、或有_レ嘘_二殘菓_一 或有_レ纏_二故衾_一 仰_二濟度_一信女自_レ今憂_二誰供_一甘、蒙_二愛憐_一信男自_レ今呼_二誰救_一我、作_二務載_一情牧童荷_レ哀、低頭悶絶拍_レ手不_レ言、此淚湛_二

跋提河^一、此思傷^二雙林霞^三（中略）自^四夾鐘中旬之此^五、霖雨森々下、數日不見^六青天^七、然念五朝御閉眼之刻、日光分^八雨赫然入^九室內^{一〇}、跽^{一一}跽^{一二}照^{一三}尊容^{一四}、諸人成^{一五}奇異之思^{一六}、悲嘆添^{一七}感淚^{一八}、（中略）漸雲散^{一九}氣霄終日刷^{二〇}葬務^{二一}、自^{二二}念六^{二三}至^{二四}念八^{二五}恋^{二六}平生之御顔^{二七}、以^{二八}念九^{二九}所^{三〇}定^{三一}送葬之良辰^{三二}、中三日如^{三三}元咽霞覆^{三四}九重間^{三五}、雨聲於哀傷之悼、是故道路作^{三六}泥土^{三七}宅非^{三八}湛^{三九}雷水^{四〇}、然則諸人嘆^{四一}葬儀之喜景相近^{四二}、恨^{四三}雨恨^{四四}天

さて『法則』によれば、文中に「念五朝御閉眼之刻」とあることから、聖人の入滅は二月二十五日の午前（時刻は不明）と思われるが、臨終を予期した聖人は床を離れ御本尊に向つて端座し念珠を播つて合掌された。給仕の沙弥があわてて聖人の口に薬を含ませたが、嫌われて吐き出し延命の無用なことを諭された。そして門弟信徒が御題目を唱える中で入滅されたという。さらにその後の周囲の状況が眼前に浮かぶような文章で記されており、また二月中旬より降り続いた雨は、二十五日の朝になって止み、日光が聖人の顔を照らしたが、聖人と門弟信者との別れの日と定めた二十六日から二十八日まで再び雨が降り続いたという。

この『法則』と前記の伝記書を比較すると、『寛記』では、二十四日の日が傾く頃より御本尊に向つて端座され、二十五日午前八時に至つて法華經要品を誦し、神力品偈の後の唱題中に入滅されたとある。さらにその後の様子として「數百之弟子無^レ長^レ無^レ少^レ同滴^二悲歎^三之泪^四而以^五成^六川焉^七、群集之檀越無^レ貴^レ無^レ賤^八齊^九発^{一〇}慟哭^{一一}之声^{一二}而以^{一三}為^{一四}雷^{一五}」と記しているが、『法則』に比べて形式的な表現である。

『講演抄』では、二十四日に聖人は鬚髪を剃り沐浴後淨衣を着て大曼荼羅に向い、門弟信者と共に誦經唱題されたが、二十五日の暁に至り御本尊に向い端座合掌され要品誦唱題の後、午前八時に入滅されたとあつて、前の『寛記』よりは具体的な記述である。その後の周囲の様子について、「受^二多日撫育^三惠^四少年^五、預^六數年教誡^七慈^八老宿伏^九地、或戴^{一〇}足含^{一一}憾^{一二}、或採^{一三}手咽^{一四}嘆^{一五}、或有^{一六}嘘^{一七}殘葉^{一八}、或有^{一九}纏^{二〇}故衾^{二一}、仰^{二二}濟度^{二三}信女自^{二四}今^{二五}仲^{二六}誰^{二七}供^{二八}甘^{二九}、蒙^{三〇}愛憐^{三一}信男自

今呼ば誰救し我、……此涙湛_レ跋提河_一、此思傷_レ双林霞_一の部分は全く『法則』と同文で、日芳師が『法則』を参照して『講演抄』の文を記したことが明らかである。¹⁰⁾

『両山歴譜』は二本ともほぼ同文であるが、『法則』と比べた時には形式的な表現であることが知られる。¹¹⁾

(三) 葬儀の有様について見ると

【寛記】

同二十九日午之刻茶毘、諸門弟等勤_二三七日之法事_一粗退散矣、葬送役者次第、妙蓮寺貫首日應記_レ之

四門(中略)

一番大炬 妙信 二番行器 法圓 三番大幡 慶乘 四番小幡 左右 日廻 日恵

五番大宝華 右白燈 右紫 六番小炬 左龜寿丸 幡千代丸 右龜寿丸 鶴寿丸 竹一丸 千代寿丸

七番御骨箱 日善 深圓 日深 日純

八番三具足 燭台 日圓 香炉 日詳 華瓶 実祐 九番御位牌 本成院日浄 十番 善繩 御寺主

十一番挑燈 前 右白燈 後 右安樂 右慶順

右 圓光坊 大乘坊 鏡像院 慶隆坊 成乘坊 前 勝運院 日恩

十二番御輿 右常林坊 勝林坊 宝光坊 本因坊 乘輪坊

左金山坊 妙光院 正法院 林泉坊 圓乘坊

左 久成院 金剛院 一乘坊 常圓坊 鏡林坊 後 圓乘坊 智鏡

十三番天蓋 常住院日学 十四番草鞋 実隆坊 十五番鉢 右日廻 左日廻 鏡 右日増解 左日増解

【講演抄】

- 一 御葬式廿九日午刻 凶礼場処者旧地本興寺今城北也 西大門三町西当梅水旧跡大井并梅古木有之 徒夫一町西名「鳥戸」有「陵地」 此処師葬煙之地也 今本興寺巽方三町計アテ侍屋敷角妙光寺云所西本願寺派遣場アリ 此処正シク昔墓所也 此地ニテ師奉「茶毘」也 ココニカリヤマウケ四門ヲシツラヒテ其式丁寧尽セリ
- 一 廿九日正午 數百弟子無「老無」少 群集男女無「貴無」賤 同ナクナク奉「供奉」 就中師預於「都鄙間」 各構「一門本院」仰「兩本山」 分「本化遺弟骨肉二人法頭」 為「法身比翼」 為「白牛兩輪」 其御一人者為「唱導師」唱「要法」導「前」 是京山日明上人也 今御一人者纏「善索」咽「悲涙」送「之」 是尼崎御山主日禎上人也 兩弟御歎色殊切 見聞吞「息」 貴賤濕「袂」有「様」也 其外指「天蓋」荷「棺」捧「香華」負「祭器」 此皆為「僧侶」之「勤役」 改「花袖」着「藤衣」 替「綾夢」縛「喪服」 此等為「男女服衆質」 (中略)
- 一 視夫玉輿輝「陽色」 宝花飄「風光」 人々業各々粧 無「不」竭「孝儀」 遠近集信謗来 無「不」合「双掌」 去程僧俗男女數万人人々会集 泣々奉「送」 即是道場林野 調「鏡鈸」唱「伽陀」 遠「宅兆」案「玉棺」 而凶礼式訖又レバ茶毘シ上ラント玉棺「奉」然「火」 聖容忽昇「梅檀煙」 尊容迴翳「春陽霞」也
- 旧説ニ導師ハ妙蓮寺応師 茶毘所三井ト云ヘル 各々失錯也
- 【両山歴譜】 日唱本
- 二十九日午刻謹茶毘、諸弟為「伍隨」、男女捧「供」泣遣、帰雁黃鳥催「別離声」、桜梅桃李頭「哀恋色」
- 【両山歴譜】 日心本
- 同廿八日午刻茶毘、諸弟・老若最期葬式之供養甚タ丁重也、委ハ如「別記」、一説日、茶毘所三井本嚴寺也ト、又日、妙蓮寺日応僧正為「導師」云、云「寺主上人」是也ト

以上の伝記書に対して『法則』には次のようにある。

念九晝、玄天卒晴、星斗列帳、青陽灑照、(中略)於華洛柳宮各構一門之本院、分本化遺弟之骨肉於二人之法頭、爲尊靈法身之比翼、爲白牛運載之両輪、一人爲唱導歌要法呻陌、一人纏膳綱咽悲涙送之、両弟御嘆色殊切、見聞吞息、貴賤濕袂、其外指蓋荷棺捧香華負簞簣、此皆爲僧侶之勤役、改華袖着藤衣、替綾羅縛衰麻、此等爲男女服衆質、玉輿耀陽色、宝華飛風光、人々業各々粧、無不竭孝儀、遐述集信謗來、無不合雙掌、泣奉送即是道場之林野、調饒鉞唱伽陀遶宅兆案玉棺、法性智火熾燒無明薪、清涼之梵風扇掃生死之塵

以上の聖人の送葬の情景の記述を比較すると、『寛記』は、二十九日午の時に茶毘にされたところのみで詳しい記述はないが、茶毘所までの葬列については、役目に従事した人物の名まで記載した詳細な記事が見られる。¹⁰⁾

『両山歴譜』は両本とも聖人の葬儀が行われたことを記すのみであるが、但、日心本は葬儀の日を二十八日としており、この点が他の諸師の記述と違っている。『法則』にも二十九日とあることから、日心師の記述の誤りと思われる。¹¹⁾

『講演抄』は、茶毘所の位置を考証した後で、茶毘所に向う葬列の有様を記しているが、文中の大部分は『法則』と同文であり、日芳師が『法則』を参照し引用したことは明らかである。尚、日芳師は、葬儀の導師が妙蓮寺日応師との説を批判し、当日の導師は本能寺日明師、喪主は本興寺日禎師としているが、これは『法則』に

於華洛柳宮各構一門之本院 分本化遺弟之骨肉於二人之法頭 爲尊靈法身之比翼、爲白牛運載之両輪
一人爲唱導歌要法呻陌 一人纏膳綱咽悲涙送之

とあることから認められることであろう。ところで『寛記』に見える葬列の参加者について検討したい。葬列について『法則』には「此皆為『僧侶之勤役』とあることから、ここに記された人物と勤役の内容が事実を伝えているとして、その参列者は僧侶と考えたいが、記された人物の経歴を明らかにする事は困難である。

葬列を構成し諸役に従事した人数は合計五十九名であるが、いずれも聖人の門下として近侍した者であろう。ただ中には亀寿丸ら八名の稚児がいるが、後に牛窓本蓮寺の住職となった日澄師が「童子愛千代丸」という名で聖人より曼茶羅本尊を授与されていることからしても、彼等もいずれ僧侶と成るための修行をしていた者と考えたい。

(四) 茶毘後の様子を見ると

『寛記』

尊容忽昇_レ栴檀之煙_レ給、此日之酉戌之中間 御取骨在之其躰耳

『講演抄』

一同廿九日酉刻僧俗同時奉_レ拾_レ御遺骨_一 御骨正尽キヌレハ或取_レ炭摺_レ灰 或空_レ手有_レ憂 或臨_レ火坑有_レ恨 僧侶哀_レ分_レ品檀越歎_レサマヲカヘタリ 扱御舍利収_レ宝瓶_一 而歸_レ本院_一假設_レ淨壇_一奉_レ祀_レ之 夫ヨリシテ日々跪_レ牌前_一凝_レ存在_レ拝面_レ觀_レ夜々入_レ堂中_一 專_レ住世供給念_一追考作善御供養無_レ怠 唯報恩謝德御手向耳也

一無_レ程_一三七日御忌ナリケレハ開祖御一代御德行 御遷化至迄次第法則綴 報謝一端奉_レ備認_レ之 而妙経八講会修遠近真俗一同丁重御追福營奉也 他來僧衆檀越三七日 賜_レ暇各々退山 ○法則者日学上人御作文也

『両山歴譜』日唱本

是日酉戌刻取_レ収遺骨_一、納_レ宝瓶_一、然諸弟子滅後供給鄭重勤_レ之、第三日粗退散、縁起云、善繩御寺主、又云、葬送役者次第妙蓮寺貫首日応記_レ之_云 爾ハ此時導師ハ日応僧正_云 然ニ存_レ道両師為_レ彼寺嗣法_一否諍論、両門成_レ不

快、然二師滅後當第三年、学公・忠公和談、訴門主、為三師於歷祖、此時始兩門和、若爾八師葬式時応公出席未審、但諍論格別大事故、下向出席乎

『両山歴譜』日心本

是日酉刻取舍利、収宝瓶、諸弟勤行昼夜無怠慢、但シ他所來衆至三七日而還、歸各寺、

以上の伝記書に対して『法則』には次のようにある。

爾時僧俗同事奉拾遺骨、御骨正盡或取炭或摺灰、或空手有憂、或臨穴有恨、凡如来舍利放光信之、何必堅尊靈遺骨等、凡欲之志最深

以上の伝記と『法則』を比べると、『寛記』は、遺骨を拾ったことを記すのみであるが、『講演抄』は『法則』を引用して収骨の有様を記し、さらに遺骨を瓶に入れて持ち帰った後の奉恩について述べている。『両山歴譜』は両本共に収骨したことを記すのみであるが、日唱本では『寛記』にある葬儀の役割を記録したのは妙蓮寺日応師であり、導師も日応師であるとの記述に不審を示している。日心本は、一説云として、導師が日応師であるとの説を引用している。

四

聖人の伝記書の中で、『寛記』が流布していたことは、日芳師の『開祖德行記試評』に、

今所議開祖德行記者、兩本山廿二世精進院日嚴上人法嗣、駿州岡宮光長寺廿四世準歴日寛師、元禄年間舎於河内国三井邑靈光堂、而記開祖一期之德行、以呈納于法座前矣、人呼日三井縁記、此謂也、始有桃井家系圖卒記凶札勤役、後代測知師之高迹、未レ有細此書、偶々世雖有宝曆刻本縁起之殘編、率根祇此記、枝條、

故門下緇徒得_レ之以伝写流布、其益不_レ少、雖然此記也、玉石混淆、得失居_レ半、嗚呼惜哉、一師先唱千古和_レ之其展転訛謬亦不_レ少、読者其意焉

とあって、流布しているものとの問題点があるという記述からも知られるが、これまでの検討から、『寛記』は『法則』の文章を参照して著されたものではないと考えられる。

聖人の伝記書については、今日までに作成されたものの全てが現存してはいないので、写本の伝来の系統などについての研究は全く行われていない。本稿で検討した伝記書の筆者は全て本宗大本山の眞首経験者であるが、日芳師以外の方々が、『法則』のような重要資料を認識されていなかったのかという疑問が生ずることと、『寛記』が流布したことで、後に成立した伝記書がその影響を受けた事が推測されることとなった。

小稿は、推論の考証過程において大変粗雑なものであり、各資料の記事を列記比較したのみであるが、聖人の伝記に関する問題点の一つである伝記書中の記事の信頼性について考えた次第である。

日芳師が日寛師著の伝記書を批判の対象としたことは、『寛記』以後日芳師の『開祖德行記試評』に至るまでの間には、日芳師が参照するに値する伝記書が存在しなかったことも考えられる。そして、『寛記』成立の元禄十五年（一七〇二）から『講演抄』成立の文政十三年（一八三〇）までの約百三十年間に新たな伝記書が出現しなかったと考えると、『寛記』や『講演抄』を検討することで、それ以前の聖人伝研究の大勢を知ることになろう。但し『寛記』には記事の信頼性について問題点があり、『講演抄』は広く資料を求めて検討していることは前述の通りである。

今後、『講演抄』の内容の精査と旧系統に属する伝記書の中に含まれた伝承の検討を行うことで、聖人伝研究を進めたいと考えている。

別表. 葬列参加者関連事項

人 名	関 連 事 項
慶乗	三井六人弟子の一人か
日倫	年表文亀1年2月条
日要	宝徳1.12.10本尊、長禄2.2上旬本尊、年表嘉吉2年条
能栄	三井六人弟子の一人、水野半左衛門
亀寿丸	享徳1.12中旬本尊
深圓	長禄3.8下旬本尊
日深	年表永享8年2月条
日純	年表長禄3年8月条
實祐	三井六人弟子の一人か
本浄院日浄	年表宝徳3年条
日澄	宝徳3.4.2本尊、年表永享10年条、康正1年条
鏡像院	日盛のことか
智鏡	本能寺条々法度本尊勸請起請文(文安1.12.12)
金剛院	日与のことか
常住院日学	長禄3.2上旬本尊
實隆	三井六人弟子の一人、吉川勝十郎
日増	享徳3.3.18本尊、年表応仁2年3月2日条
註. 年表は『法華宗年表』参照。本尊は日隆聖人本尊授与者名の意。	

註

- (1) 日隆聖人の伝記書については、拙著『日隆聖人略伝』（昭和六十年 東方出版）二二八頁以下参照。尚、伝記書の中、翻印されているものは次の通りである。日諄『開基日隆大聖人縁起』（興隆学林紀要）創刊号 昭和六十年（日芳『開祖德行記試評』（同紀要）二号 昭和六十三年）『開祖日隆大聖人略縁起』（同紀要）三号 平成元年）『隆師御傳記』（同紀要）四号 平成二年）日庸『隆師御縁起略録』（同紀要）五号 平成三年）日蒼『日隆大聖人募縁誌』上下（同紀要）六号 平成四年、『同紀要』八号 平成八年）
- (2) 浅羽三右衛門成儀による桃井氏系図については、拙著「日隆聖人出自考」（興隆学林紀要）四号 平成二年）参照。
- (3) 日寛師による伝記書は翻印されていない。
本稿では、興隆学林蔵『隆師尊縁紀』（寛保元年四月三日 要法院日享筆写）複製本と『御葬式行列両本山規定』（枚方市大隆寺蔵 本蔵寺三十一世本慈院日讓筆写）複製本を用いた。
- (4) 日芳師『日隆大聖人御一代德行講演抄』は翻印されていない。本稿では興隆学林蔵『日隆大聖人御一代德行講演抄』（原本高松市本覚寺蔵）複製本を用いた。
- (5) 『法華宗法式作法要典』（松井日宏編 昭和三十年 大本山本能寺出版部）所収。本稿では本興寺蔵「日隆聖人第三七日忌法則」の写真と対照して引用した。
- (6) 湯浅吉美編『日本曆日使覧』（昭和六十三年 汲古書院）参照。
- (7) 『法則』の本文紹介と内容について解説したものに、泉日恒著『隆聖讃仰』（昭和五十三年 私家本）、後に『泉

日恒先生著作集 第九卷門祖部（平成二年 泉日恒先生著作集刊行会）に収録、がある。

(8) 本稿で引用した『阿山歴譜』は、日唱本・日心本ともに藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料 古記録篇』（平成十四年 思文閣出版）所収のものである。

(9) 聖人の寛正五年正月の行動を推測出来る資料の一つとして、一通の文書がある。これは色ヶ浜本隆寺の帰伏僧義乗に隆勝坊という坊号を授与した補任状で、寛正五年正月廿五日の日付をもち、「本興寺 日隆」の署名と花押がる。この日付から入滅一月前の時点では本興寺に居られたものと考ええる。尚、この文書を解説したものに、松本日宗稿「色の隆勝坊」（『法華信仰随想』昭和五十七年 東方出版）がある。

(10) 『講演抄』では、「二十四日ニナリヌレハ剃鬚髮」と記されているが、『法則』では、「念五朝御閉眼之刻、日光分レ雨赫然入室内」 駢跡照「尊容」とある。この「駢跡」という文字については、諸橋轍次著『大漢和辞典』（昭和四十三年 大修館書店）に、「駢」——ながいさま（巻十一—六九六頁）、「跡」——義未詳（同上）とある。このままでは熟語としての語義は不明であるが、「鬚髮」の文字にあたるのではないかと考えている。この語義は、「鬚」は髪のこと、「髻」は似ている・婦人のかみ飾りということである。そうすると、『法則』の文は、窓からの日光が鬚髪の伸びた聖人の姿を照らしている様子をあらわしていると思われる。

(11) 聖人臨終時の資料として大本山本能寺には、聖人が臨終の床で署名のみを書き、後に弟子の日明師が十界諸尊を書きこんだといわれる曼荼羅本尊が伝えられている。これは「文正元年卯月」の年時に「本化清信男慶祐」に授与されたもので、裏書には、慶長三年孟春良日に日善師が、「古師傳聞之通令書出」として次の記事がある。

此本尊者隆師御遷化之砌 檀越慶祐愁鬱之餘 御筆申請度與所望之処 穩坐而御判御名被遊遂御入滅給焉 于爰日明聖人慶祐爲三年比信仰所縁之師 然明師御中陰已後、末寺爲三流布田舎有三下向 翌々年帰撰矣 則御

判之上十界形像之漫荼羅令三書写 卑下之故歟 自身之判無之傳來也

すなわち檀越の慶祐が、臨終の席で聖人に御筆蹟を請うたところ、聖人は署名花押を書かれた後入滅されたという。署名花押は確かに聖人の筆であり、その余白に日明師が首題と諸尊を書かれたものである。臨終の席での筆蹟か否かは不明であるが、聖人晩年の筆である。

(12) 『寛記』に見える人名の全てについて経歴を調べたが詳しいことは不明である。ただ他の資料に同じ名前が見えた場合は前掲別表に記した。また葬列の構成について参考となる資料を見ると、『宗祖御遷化記録』（『日蓮宗宗学全書 第二巻 興尊全集興門集』昭和四十三年 山善房仏書林）中に、「御葬送次第」として次掲の内容が記されている。

先火 二郎三郎鎌倉住人

次大宝花 四郎次郎駿河国富士上野住人

次幡 左四条左衛門尉 右衛門大夫

次香 富木五郎入道

次鐘 大田左衛門入道

次散花 南条七郎次郎

次御経 大学亮

次文机 富田四郎太郎

次仏 大学三郎

次御はきもの 源内三郎御所御中間

次御棺 御輿也

左 侍徒公 治部公 下野公 蓮花闍梨

前陣 大國阿闍梨

右 出羽公 和泉公 但馬公 卿公

左 信乃公 伊賀公 摂津公 白蓮阿闍梨

後陣 弁阿闍梨

右 丹波公 大夫公 筑前公 帥公

次天蓋 大田三郎左衛門尉

次御太刀 兵衛志

次御腹巻 椎地四郎

次御馬 亀王童 滝王童

また室町時代の貴族である東坊城和長の日記『和長卿記』大永六年（一五二六）五月三日後柏原天皇の葬儀を記した記事に次のようにある。

次宝輿出、先行道四人、懸燈籠於肩二行、次僧四人二行撃幡前行、其次一僧持位牌前行、其大鉢小鉢饒等二行、其次衆僧二行相分、皆誦光明真言前行、其次宝輿、一僧指懸天蓋於宝輿

〔古事類苑 札式部二〕葬礼一 仏葬式の項参照。昭和五十四年 吉川弘文館）前記の二つの記事は時代の異なる資料であるが、『寛記』の葬列の内容と比べると、葬列の構成や供奉する人々の奉持する用具に共通点が見えるため、聖人の葬列の内容は実際の有様を記したものと考えたい。

(13) 本稿で引用した『両山歴譜』日心本は、『本能寺史料 古記録篇』所収のものであるが、原典である本興寺蔵日心本も「二十八日」とある（興隆学林蔵写真版参照）。

(14) 日芳師『開祖德行記試評』（興隆学林紀要『二号』）に次のようにある。

一、同冊尾凶礼執役之記云、妙蓮寺貫主日應記之、十番善繩御寺主云々 問此御寺主者究斥云々 執師云々 耶、答旧説云、卯木山寺主上人日應僧正事也、亦、妙蓮寺歴譜日、日應師三十二歳之時、隆師入滅、師乃下云々 降于尼崎云々 勤喪礼導師云々、今案是皆蓮門自負之説而、俱妄説也、謂、師喪中三七日御忌会法則云、（中略）可レ知、唱導師是京山日明上人、報縛是本興寺主日禎上人也、矧應師躬親記云々 私事曷加云々 御字云々 乎、又案、永享以来、両門已絶交未レ和、于レ時師赴レ滅云々 茲應師私往修云々 葬務於其傍云々 而現合云々 記云々 勤役之列次云々 者云々

(15) 牛窓本蓮寺蔵、宝徳三年卯月二日 曼荼羅本尊に「童児愛千代丸 僧日澄」とあり、本能寺文書中「牛窓本蓮寺縁起略伝」（本能寺史料 西国末寺篇）四二号文書に「二祖日澄上人者豈異人乎、愛千代丸是也」とあり、「牛窓本蓮寺末寺御改書上」（同前四三号文書）に「二世日澄上人（中略）御授之御本尊云々 日、童子愛千代丸僧日澄」とあって二人を同一人としている。

(16) 『寛記』は元禄十五年（一七〇二）の成立で、『試評』は文化八年（一八一二）の成立であるため、両書の間には百九年の時が流れている。この間の伝記書について日芳師は、宝暦十三年（一七六三）に出版された両本山第四十八世日憲師による伝記書を「宝暦年中開板御縁起」として紹介しているが、この版本は絶版になったということである。註(1)引用拙著二三二頁参照。また享保六年（一七二二）両本山四十世となった日仁師は、『寛記』の写本である『御葬式行列両本山規定』の中に、次のような書き込みを残している。

此御縁起為「信心」令「開板」度趣檀方書肆云々 已前内證尋事云々 信者取次也 予云一向無用也此分云々 外出令見時者

他不_レ得心_二事多有_レ之（中略）然為_レ称_二其德_一却令_レ成_二誹謗_一（中略）永代開板之事一向無用可_レ被_レ定 門外不出
書被_二極置_一可_レ介也

これは信徒から『寛記』の出版を要請されたが、内容を見たものが誤解を生ずるので永代出版してはいけないとの意味で、当時の宗門上層部の人々が、聖人の伝記を知ることでも門下僧侶や信者に門祖に対する誤解を与える可能性があると考えたことが知られる。このような見方が、聖人の伝記を研究する動きを止めた可能性もあるのではなからうか。

（キーワード）日隆伝、三七日忌法則、両山歴譜、徳行講演抄、三井寛記